

確認じゃ!



平成27年度 臨時福祉給付金の受付が始まります。

平成27年度臨時福祉給付金制度の内容と、申請書等の送付、受付期間、申請手続から支給までの流れについてお知らせします。

◆ 支給対象者 … 次の①～④の要件を全て満たした人です。

①平成27年1月1日時点で大和郡山市の住民基本台帳に登録されている。

②平成27年度分の市民税(均等割)が課税されていない。

※参考 【市民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額表)】

給与所得者

世帯構成	非課税限度額 (給与収入ベース)
単 身	93 万円
夫 婦	137 万円
夫婦+子1人	168 万円
夫婦+子2人	209 万円

年金受給者等

区 分		非課税限度額 (給与収入ベース)
単 身	65 歳以上	148 万円
	65 歳未満	98 万円
夫 婦	65 歳以上	192 万円
	65 歳未満	147 万円

③市民税(均等割)が課税されている人の扶養親族など※ではない。

※「扶養親族など」とは、税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者、白色事業専従者および16歳未満の年少者をいいます。

④生活保護制度の被保護者となっていない。

※平成27年1月1日以降に死亡した場合は除きます。

◆ 支給額 … 1人につき **6,000円** (給付は1回限りです)

※子育て世帯臨時特例給付金の支給決定を受けている人でも、臨時福祉給付金の支給要件に該当する場合は、両方給付されます。

◆ 申請期間 … **9月10日(木) から 平成28年1月12日(火) まで**

支給対象者の可能性があると思われる人に対し、給付金申請書(請求書)等の関係書類を9月8日(火)以降に順次郵送します。申請書に必要事項を記入し、添付書類とあわせて同封の返信用封筒で返送してください。詳細は、同封の関係書類で確認してください。

9月28日(月)までに関係書類が手元に届いていない場合等で、支給要件に該当すると思われる人は、お手数ですが、次ページの市役所臨時福祉給付金担当窓口までご連絡ください。

※平成27年1月1日時点で住民票が大和郡山市にある人が対象です。平成27年1月2日以降に別の市区町村から大和郡山市に転入した人は、平成27年1月1日時点で住民票のある市区町村が申請先となりますので、ご注意ください。